

カンボジア王国
国家 宗教 国王

司法省
98KYBrK/09 号

裁判上の寄託の手続に関する省令

司法大臣は、

カンボジア王国憲法,
閣僚評議会の組織及び運営に関する法律を公布する1994年7月20日付け公布令02/NS/94号,
カンボジア王国政府構成員を任命する2008年9月25日付け勅令NS/RKT/0908/1055号,
司法省設置に関する法律を公布する1996年1月24日付け公布令NS/RKM/0196/04号,
カンボジア国裁判所の組織及び活動に関する法律を公布する1993年2月6日付公布令06.KR号,
民事訴訟法を公布する2006年7月6日付け公布令NS/RKM/0706/021号に従い,
民事訴訟法の適用にかかる必要性に鑑みて、

次のように決定する。

第1章 総則

第1条 (趣旨)

この省令は、民事訴訟法に基づく金銭又は有価証券の裁判所への寄託の手続について定めるものとする。

(注)

本条は、この省令が民事訴訟法を実施するために必要な民事訴訟法に基づく裁判所への寄託の手続を定めるものであることを規定するものである。

本条が寄託の目的物を「金銭又は裁判所が相当と認める有価証券」としているのは、裁判上の担保のための寄託の基本条文である民事訴訟法第71条第1項が、担保の提供方法の一つとして「裁判所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を寄託する方法」を規定していることを受けたものである。

寄託の目的物とすることができる有価証券を「裁判所が相当と認める有価証券」に限定したのは、金銭の場合には、直ちに被担保債権の満足に充てることができるのに対し、有価証券の場合

には、換価が必要であり、換価については、その確実性、容易性、価格の変動等の問題があることから、裁判所が担保の目的物として相当であるかどうかを判断することとし、金銭による供託の場合に比較して担保権利者が不利益を被ることのないようにするためである。

ある有価証券を相当と認めるかどうかは、裁判所の裁量的な判断に委ねられているが、その相当性の判断に当たっては、① 確実に換価することができるかどうか（発行体が支払不能に陥る可能性がないかどうか。）、② 公開の市場等において容易に換価することができるかどうか、③ 価格が安定しているかどうか等を総合的に考慮すべきであろう。具体的には、国債、地方債等の公債などは相当と認めてよいが、民間企業の株式などについては、経済情勢の変動による価格変動の可能性を考慮すると、その相当性については、慎重かつ厳格に判断すべきであろう。なお、寄託の事務を担当する書記官には、相当性についての判断権はないから、相当性がないことを理由として、寄託の申請を却下することはできない。

第2条（寄託の事務取扱者）

裁判所への寄託に関する事務は、寄託をすべき裁判所の書記官で、その裁判所の所長が指名したものが取り扱う。

（注）

1 本条は、裁判所への寄託の事務は、寄託を受ける裁判所の書記官が取り扱うことを規定するものである。

2 寄託すべき裁判所の書記官とは、寄託すべき裁判所が所属する官署としての裁判所に勤務する書記官をいう。担保を立てるべきことを命じた裁判所（民事訴訟法第67条1項等）、執行裁判所、保全執行裁判所等を構成する書記官である必要はなく、その裁判所が所属する官署としての裁判所に勤務する書記官であれば足りる。

3 寄託の事務を取り扱う書記官は、多額の金銭又は有価証券を取り扱うことになるとともに、寄託に関する専門的知識が必要であるから、本条は、官署としての裁判所に勤務する書記官のうち、特定の者、すなわち、裁判所の所長が指名する書記官のみが取り扱うこととすることとしている。もっとも、特定の書記官に寄託の事務を取り扱わせる場合の方法としては、条文上は、単に「寄託をすべき裁判所の書記官」とし、事務分配その他の内部規律により、特定の書記官のみが取り扱うことを定める方法もあるが、金銭を取り扱うことに伴う責任の所在を明確にする意味で、特定の書記官のみが寄託の事務を取り扱うこととする方が適当であろう。なお、日本国供託法においては、第2条において、法務局又は地方法務局に勤務する法務事務官のうち、法務局又は地方法務局の長が指定した者が供託官として供託事務を取り扱うものとしている。

第3条（寄託に関する書記官の処分）

1 裁判所への寄託に関する書記官の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

- 2 第1項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間以内に、その処分を行った書記官の所属する裁判所に対して、書面で行わなければならない。
- 3 第2項の期間は、伸長することができない。
- 4 第2項の異議の申立てに対する決定に対しては、抗告をすることができる。
- 5 第4項に定める抗告については、民事訴訟法に定める抗告の例による。

(注)

1 本条は、裁判所への寄託に関する書記官の処分の効力発生時期及びこれに対する不服の申立てについて規定するものである。

裁判所への寄託に関する事務は、寄託の目的物の保管という事実行為のほか、寄託の申請を受理するかどうか、寄託の目的物の払渡しの申請を認可するかどうか等に関する判断作用を含んでいる。このような判断作用は、書記官の処分としてされるが、その処分について、効力発生時期や不服の申立ての方法を明らかにする必要がある。

そこで、本条は、その効力発生時期について、類似する書記官の処分である訴訟費用額の確定手続における書記官の処分（民事訴訟法第66条1項）と同様に、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずるものとし、これに対する不服の申立てとして、裁判所に対する異議の申立てその他の不服申立てを規定している。

2 裁判所への寄託に関する書記官の処分は、相当と認める方法により告知することによって、その効力を生ずる（第1項）。民事訴訟法第2編第8章第2節に規定する送達の方法による必要はない。

3 書記官の処分に対しては、その書記官が所属する裁判所に対する異議の申立てによって、不服の申立てをすることができる（第2項）。

なお、寄託に関する事務を取り扱う書記官は、受訴裁判所又は執行裁判所等を構成する書記官である必要はなく、官署としての裁判所に勤務する書記官であれば足りるのであり（第2条注2参照）、同様に「その書記官が所属する裁判所」とは、受訴裁判所又は執行裁判所等である必要はなく、その書記官が勤務する官署としての裁判所を構成する裁判体であればよい。具体的にどの裁判体が異議に対する裁判を担当するかは、その裁判所の事務分配によって定められる。

4 異議申立期間は、1週間である（第2項）。

日本国供託法においては、供託に関する供託官の処分は、行政処分としてされ、これに対する不服の申立ては、行政事件訴訟法による抗告訴訟の提起としてされる。その出訴期間は、原則として処分があったことを知った日から6か月である。カンボジア王国裁判寄託省令は、寄託に関する処分を行政処分ではなく、司法機関を構成する裁判所の書記官の処分として定め、また、日本国の供託の場合は、弁済供託等必ずしも紛争の存在を要件としない供託がその多くを占めているのに対し、裁判寄託省令の裁判所への寄託は、民事裁判、民事執行又は民事保全の付随的な手続としてされるものであり、一連の紛争解決手続の一部を構成するものであって、迅速処理の要請が強いものと考えられる。そこで、不服申立期間を抗告期間等と同様に1週間としたものであ

る。

5 裁判所への寄託の手続においては、寄託の申請や寄託物の払渡しの手続において書面の提出を要求しており、書記官の処分に対する異議の申立てについても、同様に書面でしなければならないこととしている（第2項）。

6 異議申立期間は、やむを得ない事由がある場合でも、伸長することができない（第3項）。期間の伸長することができないこととした理由は、異議申立期間については事情の如何にかかわらず、画一的処理を図る必要があり、個別的な事情によって、期間の伸長を認めることは適当ではないからである。

7 異議申立てについての裁判は、裁判所の決定で行われる。

裁判所への寄託に関する書記官の処分に対する異議申立てについての裁判所の決定に対しては、抗告による不服の申立てが認められる（第4項）。

第4条（訴訟上の担保のための寄託の管轄）

民事訴訟法第1編（総則）から第5編（督促手続）までの規定による担保の提供としてする金銭又は有価証券の裁判所への寄託は、担保を立てるべきことを命じた裁判所にしなければならない。

（注）

1 本条は、民事訴訟法の規定による裁判所への寄託のうち、裁判所の管轄に関する規定を欠いているものについて、管轄を規定するものである。

寄託の寄託根拠規定は、原則として、それぞれの規定において、寄託の土地管轄、すなわち、寄託すべき裁判所を定めており、当該規定が規定する寄託すべき裁判所が管轄裁判所となるから、裁判寄託省令がこれについて土地管轄を定める必要はない。

民事訴訟法に基づく担保としての寄託について、第71条1項は、担保提供の方法として、①供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を寄託する方法、②裁判所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を寄託する方法、③その他別に定める方法を規定しているが、裁判所への寄託については、どの裁判所に寄託すべきかを規定していない。裁判所への寄託のうち管轄に関する定めを欠いている寄託根拠規定については、この省令において規定を設ける必要がある。そこで、本条は、民事訴訟法に基づく担保としての寄託のうち、後記2のとおり、民事訴訟法において管轄が定められている第6編（強制執行編）及び第7編（保全処分編）に基づく担保としての寄託以外のものについて、これらと同旨の管轄に関する規定を設けるものである。

2 なお、民事訴訟法に基づく裁判所への寄託の土地管轄に関する民事訴訟法の定めは、次のとおりである。

訴訟上の担保の提供のための金銭又は有価証券の寄託（第71条）

担保を立てるべきことを命じた裁判所（この省令第4条）

第6編（強制執行編）の規定による担保の提供のための金銭又は有価証券の寄託（第377条）

担保を立てるべきことを命じた裁判所又は執行裁判所（同条）

動産執行において執行官が執行停止中の差押動産売却した場合の売得金の寄託（397条2項）

執行官の所属する始審裁判所（同項）

動産執行において執行官が配当を実施する場合において配当を留保すべき債権者に対する配当額の寄託（第400条第1項）

執行官の所属する始審裁判所（同項）

動産執行における配当期日に出頭しなかった債権者に対する配当額の寄託（同条第2項）

執行官の所属する始審裁判所（同項）

金銭債権が差し押さえられたとき（差押えが競合したときを除く。）に第三債務者がする寄託（第411条第1項。いわゆる権利寄託）

執行裁判所（同項）

金銭債権の差押えが競合したとき等に第三債務者がする寄託（第411条第2項。いわゆる義務寄託）

執行裁判所（同項）

取立訴訟（第412条）の認容判決において寄託の方法により金銭の支払をすべきことを命じられた第三債務者がする寄託（同条第3項）

取立訴訟の認容判決は、実質的には、第411条第2項の規定による寄託を命ずるもの

であるから、管轄裁判所は、同項の場合と同様に執行裁判所であると解される。

担保権の実行としての不動産の強制売却において執行裁判所が不動産の賃料の支払義務を負う者に対して寄託を命じた場合の寄託（第516条第2項）

執行裁判所（同項）

担保権の実行としての不動産の強制売却において不動産の賃料債権を差し押さえた執行債権者から執行裁判所が不動産の賃料の支払義務を負う者に対して寄託を命じた場合の寄託（第516条第2項）

執行裁判所（同項）

不動産の引渡しの強制執行の目的外動産を売却した場合において執行官がする寄託（第524条第7項）

執行官が所属する始審裁判所（同項）

動産の引渡しの強制執行において執行官が執行債務者から取り上げて保管中の動産を売却した場合において執行官がする寄託（第525条第4項、第524条第7項）

執行官が所属する始審裁判所（同上）

第7編（保全処分編）の規定による担保の提供のための金銭又は有価証券の寄託（第536条）

担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所（同条）

仮差押解放金の寄託（第547条第1項）

仮差押決定を発した裁判所又は保全執行裁判所（同条第2項）

執行官による仮差押金銭の寄託（第565条第1項）

執行官が所属する裁判所（同項）

仮差押の目的物が減価が著しく、又はその保管に過分の費用を要する場合における目的物の売却代金の寄託（同条第5項、）

金銭債権について仮差押えの執行がされたときに第三債務者がする寄託（第565条第5項、第411条第1項）

保全執行執行裁判所（同上）

金銭債権について差押えの執行と差押えとが競合したときに第三債務者がする寄託（第565条第4項、第411条第2項）

保全執行執行裁判所（同上）

第5条（添付書類の原本還付）

1 寄託書及び寄託物払渡請求書に添付した書類については、寄託又は請求に際し、還付を請求することができる。ただし、代理人の権限を証する書面については、この限りではない。

2 書類の還付を請求するには、寄託書又は請求書に原本と相違がない旨を記載した当該書類の謄本をも添付しなければならない。

3 書記官は、書類の原本を還付したときは、還付を受けた者にその旨を第2項の謄本に記載させて署名をさせなければならない。

（注）

供託規則第9条の2参照。

本条は、寄託書又は寄託物払渡請求書に添付した書類の原本の還付について規定するものである。

寄託書又は寄託物払渡請求書には、一定の書面を添付しなければならないことが規定されている（第6条、第14条等参照）。これらの書面は、書記官が寄託又は払渡しの要件を審査する資料として提出するものであるから、原本を提出する必要があるが、その提出をする者がその還付を請求したときには、審査の終了後であれば、還付しても差し支えないものと考えられる。

そこで、本条第1項本文は、寄託書及び寄託物払渡請求書に添付した書類については、寄託又は請求に際し、還付を請求することができるものとしている。ただし、代理人の権限を証する書面については、当該寄託又は請求のために作成するものであり、原本還付の必要性が乏しいことから、還付請求の対象としないこととしている。本条第2項は、添付書面は、申請についての判断の正当性を根拠付けるために必要であるから、書類の還付を請求するには、寄託書又は請求書に原本と相違がない旨を記載した当該書類の謄本をも添付しなければならないこととし、原本に代えて謄本を保存することとし、本条第3項は、書記官は、書類を還付したときは、その謄本に原本還付の旨を記載して署名しなければならないものとしている。

第2章 寄託の目的物を寄託する手続

第6条（寄託の申請）

1 寄託の申請をするには、寄託の種類に従い、添付第1号から第6号までの書式による供託書寄託者用及び同裁判所に寄託の目的物を添えて書記官に提出しなければならない。

2 第1項の寄託書には、次の事項を記載し、申請者又はその代表者（寄託者が法人であるとき）若しくは代理人が署名又は指印をしなければならない。

一 寄託者の氏名、性別、生年月日及び住所、寄託者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 代理人により寄託する場合には、代理人の氏名及び住所

三 寄託金の額又は有価証券を寄託するときには、その名称、総額面、券面額（券面額のない有価証券については、その旨）、回記号、番号、枚数その他有価証券を特定するに足りる事項

四 寄託の原因たる事実

五 寄託を義務付け、又は許容した法令の条項

六 寄託物の還付を請求することができる者（以下「被寄託者」という。）を特定することができるときは、被寄託者の氏名及び住所、被寄託者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

七 寄託に係る裁判上の手続に係る裁判所の名称及び事件番号

八 寄託を申請する裁判所の表示

九 寄託申請年月日

（注）

1 本条は、寄託の申請の手続に関する規定であり、寄託の申請をするには、寄託の種類に従い、第1号から第6号までの書式による寄託書及び寄託の目的物を書記官に提出しなければならないこと規定するとともに（第1項）、寄託書の記載事項を規定するものである（第2項）。

2 本項は、寄託の申請は、民事訴訟法の寄託根拠規定に基づき行われる定型的なものであることと、寄託の申請を受ける書記官は、多数の寄託を迅速に取り扱う必要があることから、寄託の申請は、寄託の種類に従い、第1号から第6号までの書式による書面であることを義務付けている。したがって、書面によらない（口頭による）寄託の申請、第1号から第6号までに定める書式の寄託書によらない適宜の書面による申請は、不適法である。

寄託の種類ごとの書式は、次のとおりである。

第1号書式 裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託の寄託書寄託者用

第2号書式 裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託の寄託書裁判所用

第3号書式 裁判上の保証及び仮差押解放金についての有価証券寄託の寄託書寄託者用

第4号書式 裁判上の保証及び仮差押解放金についての有価証券寄託の寄託書裁判所用

第5号書式 その他の金銭寄託の寄託書寄託者用

第6号書式 その他の金銭寄託の寄託書裁判所用

3 寄託の手続は、観念的には、寄託を受理するかどうかの審査手続と事実行為としての寄託の目的物の提出・受領の手続とに分けられるが、手続の迅速かつ簡明な処理のためには、寄託申請と同時に目的物の提出を求め、寄託申請を受理するときはそのまま提出された目的物を受け入れるのが適当である。そこで、本条第1項は、寄託の申請をするには、寄託の目的物を寄託書に添えて書記官に提出しなければならないものとしている。寄託申請を受理すべきときは、寄託申請の受理の処分がされるのと同時に寄託物の受入れが行われ、寄託関係が成立する。

なお、寄託物の受入れに関し、日本国の供託手続では、現金については、供託金の受入れを取り扱う供託所とこれを取り扱わない供託所があり、供託金の受入れを取り扱わない庁では、供託の受理決定がされた後に、供託者が日本銀行又は日本銀行代理店に直接納入することとされている。また、有価証券については、いずれの供託所もその受入れを取り扱わないので、その受入れの手続は、上記の供託金の受入れを取り扱わない供託所の場合と同様の取扱いとなっている。これは、日本国においては、裁判所は、現金や有価証券の保管を行わず、日本銀行がその事務を取り扱っていることによるものである（国の保管金は、日本銀行において一元的に管理されることとされており、供託金の受入れを取り扱う供託所においても、供託所側の手続により、最終的には、日本銀行又は日本銀行代理店に納入される。）。カンボジア王国側の事情によっては、このような制度も検討する余地があるが、とりあえず、原案としては、手続の簡明を重視して、裁判所が直接寄託物の受入れを取り扱うこととしたものである。この点については、なお、カンボジア王国側で検討されたい。

4 本条第2項は、寄託書の記載事項を定めるものである。第1号から第6号までの書式には、これらの記載事項を記入する欄が設けられているから、寄託の種類に従い、これらの書式を選択して各欄に記入すれば、必要な記載事項は、記載されることになる。

第7条（寄託書の添付書面）

1 法人が寄託をしようとするときは、代表者の資格を証する書面を寄託書に添付しなければならない。

2 代理人によって寄託をしようとするときは、代理人の権限を証する書面を寄託書に添付しなければならない。

（注）

1 本条は、寄託書の添付書面に関する規定であり、寄託の申請に関する法人の代表者の権限又は代理人の権限を手続上明らかにするために、法人が寄託をしようとするときは代表者の資格を証する書面を、代理人によって寄託しようとするときは代理人の権限を証する書面を、それぞれ寄託書に添付しなければならないことを規定するものである。

2 法人が寄託の申請をする場合には、代表者がその法人を代表して寄託の手続をすることになるが、代表者がその法人を代表する権限があることを証明させる必要があることから、その資格

を証する書面を添付しなければならないものとしている（第1項）。

3 代理人により寄託の申請をする場合には、代理人が本人を代理する権限があることを証明させる必要があることから、その権限、なわなち、代理権を証する書面を添付しなければならないものとしている（第2項）。代理人には、法定代理人及び任意代理人の両者を含む。代理権限を証する書面としては、裁判所が選任した代理人については、その裁判の謄本、任意代理人については、本人からの委任状などが考えられる。

なお、代理権を証する書面が、私人である本人が作成した委任状である場合、本人の意思により真正に成立したものであるかどうかをどのようにして裁判所が確認するかが問題となる。日本国の場合には、本人の確認のための制度として、印鑑登録制度及び印鑑証明の制度が完備しており、これらが一般取引などにおいて広く利用されているが、カンボジア王国においてこれに代わる本人確認の制度があれば、これを活用することになる。その場合には、何らかの形で条文に盛り込むのが適当であると思われるので、この点についても、カンボジア王国側で検討されたい。

第8条（記名式有価証券の寄託）

記名式有価証券を寄託しようとするときは、裏書その他その還付を受けた者が直ちに権利を取得することができるような措置を講じなければならない。

（注）

記名式有価証券の寄託においては、被供託者が還付を受けた場合に、裏書きその他還付を受けた者が直ちに権利を取得することができるような措置が講じられていないと、還付を受けた者が権利を取得できないことになり、寄託制度の実効性が失われる。そこで、本条は、寄託の段階で、あらかじめ、裏書還付を受けた物が直ちに権利を取得することができるような措置を寄託者に講じさせることとしたものである。

第9条（担保の変換のための寄託）

1 民事訴訟法第71条（担保の提供方法及び担保の変換）第2項（同法第377条（担保の提供）、461条（保証金の提供による強制売却の取消し）第4項、536条（担保の提供）において準用する場合を含む。）の規定による寄託物の変換は、担保を提供すべき者が、裁判所の担保物変換の決定に基づき、新たな寄託をし、その後に従前の寄託物の払渡しを受ける方法により行う。

2 第1項の寄託をするときは、担保の変換のための寄託である旨、裁判所の担保変換決定の内容及び寄託中の寄託物を特定するに足りる事項を明らかにしなければならない。

（注）

1 民事訴訟法第71条第2項は、裁判所は、担保を立てた者の申立てにより、決定でその担保の変換を命ずることができることとしており、この規定は、同法第377条（担保の提供）の規

定において第6編（強制執行）の規定による担保に、461条（保証金の提供による強制売却の
手続の取消し）第4項の規定において執行債務者が強制売却の手続の取消しを求めのために提供
した保証金に、第536条（担保の提供）において第7編（保全処分）の規定により担保に準用
されている。これらの規定による担保の変換は、裁判所の担保変換決定により行うことになるが、
具体的な担保の変換の方法は明らかではない。そこで、本条は、この規定による裁判所の担保変
換決定に基づく担保物の変換の方法及びその手続について規定するものであり、寄託物の変換
は、担保を提供すべき者が、裁判所の担保物変換の決定に基づき、新たな寄託をし、その後従
前の寄託物の払渡しを受ける方法により行うこと（第1項）及び担保物の変換のために新たな寄
託をするときは、担保の変換のための寄託である旨、裁判所の担保変換決定の内容及び寄託中
の寄託物を特定するに足りる事項を明らかにしなければならないこと（第2項）を規定するもの
である。

2 担保の変換とは、担保を提供した者が、裁判所の担保の変換を命ずる決定に基づき、従前
の担保を新たな担保に変換することをいう。担保の変換は、寄託の目的である金銭を有価証券に、
有価証券を他の有価証券又は金銭に変換する手続であり、寄託中の有価証券の償還期が到来し、
その償還を受ける必要がある場合、寄託中の金銭が必要となり、これを手持ちの有価証券に代
えたい場合等に行われる。なお、日本国の供託法は、供託の目的物が有価証券である場合には、
その有価証券を受け取る権利を有する者の請求により、供託所がその有価証券の償還金、利息
又は配当金を受け取り、供託物に代え、又はその従物として保管すること（いわゆる代供託）
を規定している。このような制度は、寄託者（供託者）の利益には適うが、寄託に関する手
続を複雑にし、寄託の事務を処理する書記官の事務負担を重くするとともに、有価証券の償
還がされる場合には、担保の変換の手続によりほぼ同一の目的を達成することができること
から、この省令は、採用しないこととしている。このような制度の要否については、なお、
カンボジア王国側で検討されたい。

担保の変換の手続は、本条第1項の規定による裁判所の担保変換決定に基づき、寄託者が
新たな寄託をして従前の寄託物を取り戻すことにより行われる。担保の変換の手続を行うた
めには、裁判所の担保変換決定が必要であり、寄託者が、裁判所の担保変換の決定に基
づくず寄託物の変換の手続をすることはできない。一時的には、同一の担保の目的のため
に、2つの寄託が併存することになるが、手続上は、一挙に目的物の差替えを行うこと
は不可能であるから、やむを得ないものというべきである。

新たな寄託の手続は、従前の寄託との関係を明らかにするため、本条第2項に規定する
事項を明らかにしなければならないほかは、通常の寄託の手続と同様である。

担保の変換の手続としては、新たな寄託をした後、従来の寄託物の取戻しの手続を行
うことになるが、従来の寄託物の取戻請求の手続も、通常取戻請求の場合と同様である。
なお、払渡請求の事由は、「寄託原因の消滅」となる。

3 担保の変換のための新たな寄託は、その後従前の寄託物の取戻し請求が予定されて
いるから、取戻しの手続が円滑に進むよう、従来の寄託物を特定するとともに、その寄託
が通常の新規

の寄託ではなく、担保の変換のための寄託であることを明らかにする必要がある。そこで、本条第2項は、担保の変換のために新たな寄託をするときは、担保の変換のための寄託である旨、裁判所の担保変換決定の内容及び寄託中の寄託物を特定するに足りる事項を明らかにしなければならないものとしている。

第10条（寄託申請受理手続）

書記官は、寄託の申請を受理すべきものと認めるときは、寄託書寄託者用に、寄託の申請を受理する旨及び寄託物を受領した旨並びに寄託番号を記載して署名し、これを寄託者に交付しなければならない。

（注）

裁判所への寄託をしようとする者は、寄託根拠規定に基づいて、寄託の事務の担当機関である書記官に寄託の申請をすることになるが、その申請に対して、書記官は、これを受理するか、却下するかを判断しなければならない。本条は、寄託の申請に対し、書記官は、寄託がその要件を具備しており、これを受理すべきものと認めるときは、受理の処分をすべきことを規定するとともに、寄託書正本にその旨及び寄託物を受領した旨並びに寄託番号を記載して署名し、これを寄託者に交付しなければならないことを規定するものである。寄託書正本の交付により、受理の処分の告知がされ、その効力が発生する。なお、寄託番号は、その寄託を特定するための番号であり、払渡しの請求をする際等にその記載が必要とされている。

第11条（寄託金受入れの特則）

1 書記官は、金銭の寄託に際し、寄託をしようとする者から申出があるときは、第6条（寄託の申請）の規定による金銭の提出に代えて、裁判所の預金口座に寄託金の振込みを受けることができる。この場合においては、金銭の寄託をしようとする者は、寄託の種類に従い、第6条第1項の規定にかかわらず、第7号書式から第10号書式までの供託書（寄託者用）及び同（裁判所用）を書記官に提出しなければならない。

2 書記官は、前項の申出があった場合において、同項の寄託を受理すべきものと認めるときは、寄託書（寄託者用）に寄託を受理する旨、寄託番号及び受理の年月日を記載して署名し、寄託書（裁判所用）の該当欄に、受理の年月日を記載して署名し、さらに振込期限を記載した上、これらを保管しなければならない。

3 書記官は、前項の規定により寄託を受理したときは、寄託者に対し、振込期日までに寄託金を預金口座へ振り込むべき旨及び期日までに入金されないときは受理の決定は効力を失う旨を記載した第11号の書式による受理決定通知書を交付してこれを告知し、かつ、第12号書式による振込依頼書中の「振込先金融機関」欄に金融機関名を、「受取人」欄に口座番号及び口座名を、「寄託番号」欄に寄託番号を、「金額」欄に寄託金額をそれぞれ記載してこれを寄託者に交付する。

4 振込期日は、寄託を受理した日から一週間以後の日でなければならない。ただし、法令の規定又は寄託を命ずる裁判により寄託の期日が定められているときには、この限りでない。

5 寄託者が第2項の振込期日までに寄託金を振り込まないときは、受理の決定は効力を失う。

6 寄託者が第2項の振込期日までに寄託金を振り込んだときは、書記官は、寄託書（寄託者用）に寄託金を受領した旨を記載して署名し、これを寄託者に交付しなければならない。

（注）

1 本条は、寄託金受入れの特則として、第6条の規定による金銭の提出に代えて、裁判所の預金口座に寄託金の振込みをする方法により、金銭を受け入れることができることを規定するものである。

2 第6条は、寄託の申請をするには、供託書に寄託の目的物を添えて書記官に提出しなければならないとしているから、金銭を寄託する場合には、寄託書に寄託する金額に相当する金銭を添えて書記官に提出しなければならないが、その金額が高額である場合などにおいては、金銭を裁判所に持参することには危険が伴うし、その他、金銭の振り込みの方法の方が現金の提出よりも当事者に便宜な場合が考えられる。

そこで、本条第1項前段は、書記官は、金銭の寄託に際し、寄託をしようとする者から申出があるときは、第6条の規定による金銭の提出に代えて、裁判所の預金口座に寄託金の振込みを受けることができるものとし、寄託者が裁判所に金銭を持参して提出することを要しないものとしている。

3 寄託の申請と同時に金銭を提出する場合には、寄託の申請を受理の判断と寄託物の受領が同時に行われるから、書記官が寄託を受理すべきものと認めるときは、寄託書（当事者用）に、寄託の申請を受理する旨及び寄託物を受領した旨並びに寄託番号を記載し、直ちにこれを寄託者に交付することができる（第10条参照）が、この方式による場合には、寄託の受否の判断と寄託金の受領とが異なる時期に行われるので、上記の場合と同様に取り扱うことができない。そこで、本条第2項は、第10条の特則として、寄託の受理の判断は、金銭の振り込みによる納入を条件として行うものとしている。

4 上記3によれば、寄託書の記載内容についても、改変を加える必要があることから、第1項後段は、金銭を寄託書と同時に提出する場合とは異なる書式の寄託書の提出を求めることとしている。

5 第3項から第6項までは、口座振り込みの方法による金銭の寄託の具体的な手続を規定するものである。

これによれば、その手続は、次のとおりである。

① 金銭の寄託をしようとする者は、寄託の種類に従い、第7号書式から第10号書式までの供託書（寄託者用）及び同（裁判所用）を書記官に提出する（第1条後段）。

② 書記官は、前項の申出があつた場合において、同項の寄託を受理すべきものと認めるときは、寄託書（寄託者用）に寄託を受理する旨、寄託番号及び受理の年月日を記載して、署

名し、寄託書（裁判所用）の該当欄に、受理の年月日を記載して署名し、さらに振込期限を記載した上、これらを保管しなければならない。

- ③ 書記官は、前項の規定により寄託を受理したときは、寄託者に対し、振込期日までに寄託金を預金口座へ振り込むべき旨及び期日までに入金されないときは受理の決定は効力を失う旨を記載した第11号書式による書面を交付してこれを告知し、かつ、第12号書式による「振込依頼書」の振込依頼書中の「振込先金融機関」欄に金融機関名を、「受取人」欄に口座番号及び口座名を、「寄託番号」欄に寄託番号を、「金額」欄に寄託金額をそれぞれ記載してこれを寄託者に交付する。

上記の第11号書式による書面の交付は、寄託の受理決定の告知に該当する。

- ④ 振込期日は、供託を受理した日から一週間以後の日でなければならない。ただし、法令の規定又は寄託を命ずる裁判により供託の期日が定められているときには、この限りでない。

このように、振込期限を一週間以後の日にしたのは、送金手続に時間要することがあり、また、その間に銀行等の休業日が含まれることがある得るためである。この期間は、カンボジア側の実情により、増減させて差し支えないので、検討されたい。ただし、執行停止のための担保、保全処分の担保などのように、立担保のための期間が裁判により定められていることがあるが、このような場合には、これが判明している限り、振込期限は、その期間と一致させるのが適当であろう。

- ⑤ 寄託者が書記官が定めた振込期限までに寄託金を振り込まないときは、受理の決定は当然に失効する。書記官による受理決定の取消決定等の処分を要しない。これは、振込方式による寄託の受理決定が、所定の期限までに寄託金の振込がされることを条件とするものであるからである。

- ⑥ 寄託者が振込期限までに寄託金を振り込んだときは、書記官は、寄託書（寄託者用）に寄託金を受領した旨を記載して署名し、これを寄託者に交付しなければならない。

第12条（寄託の申請の却下）

書記官は、寄託の申請を受理すべきでないとき、却下書を作成し、これを寄託者に交付しなければならない。

（注）

前条の注に記したように、寄託の申請に対して、書記官は、これを受理するか、却下するかの判断しなければならないが、本条は、書記官は、寄託がその要件を具備せず、これを受理すべきでないものと認めるときは、却下の処分をすべきことを規定するとともに、その処分の内容を記載した却下書を作成し、これを寄託者に交付しなければならないことを規定するものである。却下書の交付により、受理の処分の告知がされ、その効力が発生する。

第3章 寄託物の払渡しの手続

第13条（寄託物の還付）

寄託物の還付を請求する者は、この省令の定めるところにより、その権利を証明しなければならない。

（注）

1 寄託申請が受理され、寄託関係が成立すると、寄託を受け入れた裁判所が寄託物を保管するという状態に入る。この寄託関係を終了させる手続が寄託物の払渡しの手続である。

寄託物の払渡しには、「還付」と「取戻し」の2種類がある。一般に、寄託関係が成立すると、寄託者及びその相手方である被寄託者は、一定の要件の下に寄託物の払渡しを請求する権利（払渡請求権）を取得する。このうち、寄託関係の権利者である被寄託者が有する払渡請求権を還付請求権といい、被寄託者又はその承継人等に対して寄託物を払い渡すことを「還付」といい、還付によって寄託関係はその本来の目的を達して終了する。

これに対して、寄託者が有する払渡請求権を取戻請求権といい、寄託者又はその承継人等に対して寄託物を払い渡すことを「取戻し」という。「取戻し」は、錯誤その他の理由により寄託関係が無効であるか、又は寄託関係成立後に寄託原因が消滅した場合に、寄託物を寄託者に払い渡すものであり、取戻しにより、寄託関係はその目的を達しない状態のまま、終了する。取戻しができるのは、当該寄託が錯誤により当初から無効である場合及び寄託関係成立後に寄託原因が消滅した場合に限られる（第14条）。

2 本条は、寄託物の還付又は取戻しを請求する者は、この省令の定めるところにより、その権利を証明しなければならないことを規定する。

本省令第15条第1項は、寄託物の還付又は寄託物の取戻しを請求する者は、第13号又は第14号に定める書式の寄託物払渡請求書を提出しなければならないことを、第16条第1項は、寄託物払渡請求書には、寄託物の還付又は取戻しをする権利を有することを証する書面を添付しなければならないことを規定しているから、上記の証明は、これらの寄託物払渡請求書及びその添付書面により行うことになる。

第14条（寄託物の取戻し）

寄託者は、この省令の定めるところにより、次の各号の一に該当することを証明した場合に限り、寄託物の取戻しを請求することができる。

- 一 寄託が錯誤によるものであるとき。
- 二 寄託の原因が消滅したとき。

（注）

1 寄託物の取戻しの意義については、第13条注1参照。

2 寄託は、法律の規定に基づいて寄託の目的物の保管を国家機関に委ね、一定の法律上の目的を達成しようとするものであるから、寄託者がこれを勝手に取り戻すことはできず、これが認められるのは、寄託が当初から無効であって寄託関係を維持する必要がある場合か寄託後に寄託を維持する必要がなくなった場合に限られる。

本条は、寄託物の取戻しの要件を規定するものであり、寄託が当初から無効である場合として寄託が錯誤によるものである場合を、寄託後の事情の変更により寄託を維持する必要が失われた場合として寄託の原因が消滅した場合を規定している。

①に該当する場合としては、寄託の申請時から寄託原因が存在しないのに存在するものと誤解して寄託をした場合などが考えられる。②に該当する場合としては、担保寄託において被担保債権が発生しないことが確定した場合、担保の変換（第9条）のために新たな寄託をした後、従来の寄託物を取り戻す場合などが考えられる。

寄託物の取戻請求は、寄託者及び寄託者の承継人からされる。寄託物の取戻しを請求する者は、上記の事由があることを証明しなければならない（第1項）。

3 本省令第15条第1項は、寄託物の還付又は寄託物の取戻しを請求する者は、第13号又は第14号に定める書式の寄託物払渡請求書を提出しなければならないことを、第16条第1項は、寄託物払渡請求書には、寄託物の還付又は取戻しをする権利を有することを証する書面を添付しなければならないことを規定しているから、上記の証明は、これらの寄託物払渡請求書及びその添付書面により行うことになる。

第15条（寄託物の払渡請求）

1 寄託物の還付又は寄託物の取戻しを請求する者は、寄託物の種類に従い、添付第13号又は第14号の書式による寄託物払渡請求書を書記官に提出しなければならない。

2 寄託物払渡請求書には、次の事項を記載し、請求者又はその代表者（請求者が法人であるとき）若しくは代理人が署名又は指印をしなければならない。

一 寄託番号

二 払渡しを請求する寄託金の額又は有価証券の払渡しを請求するときには、その名称、総額面、券面額（券面額のない有価証券については、その旨）、回記号、番号、枚数その他有価証券を特定するに足りる事項

三 払渡請求の事由

四 払渡請求の種類（還付又は取戻しの別）

五 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所、請求者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

六 請求者が寄託者又は被寄託者の権利の承継人であるときは、その旨

七 代理人により払渡しを請求する場合には、代理人の氏名及び住所

八 払渡しを請求する裁判所の表示

九 払渡請求の年月日

(注)

1 寄託申請が受理され、寄託関係が成立すると、寄託を受け入れた裁判所が寄託物を保管するという状態に入る。この寄託関係を終了させる手続が寄託物の払渡手続である。寄託物の払渡しには、「還付」と「取戻し」の2種類がある(第13条、第14条)が、本条は、寄託物の払渡しには、この2種類があることを前提として、寄託物の払渡手続について規定するものである。

2 本条第1項は、寄託物の払渡請求について、払渡請求書の提出を義務付けている。その理由は、寄託の申請において寄託申請書の提出を義務付けているのと同様であり、寄託物の払渡請求は、定型的なものであることと、払渡請求を受ける書記官は、迅速にこれを認めるかどうかを判断する必要があることにある。本条第1項は、寄託物の払渡しを請求する者は、第13号又は第14号の書式による寄託物払渡請求書を書記官に提出しなければならないものとしている。書面によらない(口頭による)払渡請求、第13号又は第14号の書式の払渡請求書によらない適宜の書面による払渡請求は、不適法である。

寄託物の種類ごとの払渡請求書の書式は次のとおりである。

第13号書式 金銭寄託の払渡請求書

第14号書式 有価証券寄託の払渡請求書

3 本条第2項は、寄託物払渡請求書の記載事項を定めるものである。第13号又は第14号の書式には、これらの記載事項を記入する欄が設けられているから、寄託の種類に従い、これらの書式を選択して各欄に記入すれば、必要な記載事項は、記載されることになる。

第16条(払渡請求の添付書面等)

1 寄託物の払渡しを請求する者は、払渡請求書に寄託物の還付又は取戻しをする権利を有することを証する書面を添付しなければならない。この場合において、請求者は、写真付きの公的身分証明書を提示し、かかる書面の写しを添付しなければならない。

2 法人が払渡しを請求するときは、払渡請求書に、請求の日から3ヶ月以内に発行された代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。この場合において、代表者は、写真付きの公的身分証明書を提示し、かかる書面の写しを添付しなければならない。

3 代理人によって払渡しを請求するときは、払渡請求書に代理人の権限を証する書面を添付しなければならない。この場合において、代理人は、代理人の写真付きの公的身分証明書及び本人の公的身分証明書を提示し、それらの書面の写しを添付しなければならない。

(注)

1 寄託関係が成立すると、寄託者及びその相手方である被寄託者は、一定の要件の下に寄託物の払渡しを請求する権利を取得する。寄託関係の成立に伴い寄託者又は被寄託者が取得する払渡請求権は、いわば抽象的な権利であって、払渡請求権を行使するためには、払渡請求権を現実に

行使するための要件が満たされ、その権利を行使することができる状態になっていることが必要である。また、被寄託者又は寄託者の承継人が寄託物の還付又は取戻しを請求するときは、更にその権利を有効に承継したことが必要である。そこで、本条第1項は、寄託物の還付又は取戻しを請求する者は、寄託物の還付又は取戻しをする権利を有することを証明する必要があることを前提として、その証明のために、寄託物の還付又は取戻しをする権利を有することを証する書面を寄託物払渡請求書の添付書面として提出しなければならないことを規定するものである。

第2項は、法人が寄託物の払渡しを請求するときは代表者にその法人を代表する権限が、代理人によって寄託物の払渡しを請求するときは、代理人に代理権があることが必要であるところから、代表者の資格を証する書面又は代理人の権限を証する書面を寄託物払渡請求書に添付することを義務付けるもので、第7条と同趣旨の規定である。

2 寄託物の還付を請求するには、上記注1で述べたように、払渡請求権を行使するための要件が満たされ、その権利を行使することができる状態にあること、すなわち、被寄託者の寄託物に対する実体上の請求権が確定していることが必要であるから、寄託物の還付を求める寄託物払渡請求書には、これを証する書面を添付しなければならない（本条第1項）。例えば、裁判上の担保の提供のための寄託（担保寄託）においては、その担保の権利者である被寄託者がその寄託による提供されている担保の被担保債権（訴訟費用の担保の場合には訴訟費用の償還請求権、損害の担保の場合には損害賠償請求権）を有することを証明しなければならない。

寄託物の還付を受ける権利を有することを証する書面としては、損害の担保の場合には、供託者が被供託者に対して被担保債権である損害賠償請求権について支払義務を有することを認めた確定判決等が考えられる。

寄託物の還付は、被寄託者及びその承継人の請求に基づいてされるが、被寄託者の承継人（相続人、被寄託者から還付請求権について債権譲渡を受けた者）がその還付を請求するときは、承継の事実を証する書面の添付も必要である。

3 寄託物の取戻しが認められるのは、① 寄託が錯誤によるものであるとき及び② 寄託の原因が消滅したときに限られるから、寄託物の取戻しを請求する者は、寄託物払渡請求書にその要件に該当することを証する書面を添付しなければならない（本条第1項）。①に該当する書面としては、寄託が錯誤により無効であることを確認する確定判決、②に該当する書面としては、裁判所の担保取消決定などが考えられる。

寄託者の承継人（相続人、寄託者から取戻請求権について債権譲渡を受けた者等）がその取戻しを請求するときは、承継の事実を証する書面の添付も必要である。

4 本条第1項は、寄託事務を担当する書記官の審査は、書面審査であることを前提として、寄託物の還付又は取戻しをする権利を有することを添付書面により証明しなければならないことを規定するものである。したがって、書面以外の方法、例えば、人証の尋問や審尋等によって、その権利を証明することは許されない。なお、この点は、書記官の処分に対する異議審又はその抗告審における裁判所の審理においても同様であると解される（そのように解さないと、本来、書記官の処分の段階で考慮することができない資料により、処分が覆されることになり、不都合

である。)

5 法人の代表者の資格証明書の添付(第2項)及び代理人の権限を証する書面の添付(第3項)については、第7条の(注)を参照されたい。

第17条(払渡しの認可)

書記官は、寄託物の払渡しの請求を理由があると認めるときは、寄託物払渡請求書に払渡しを認可する旨を記載して署名し、寄託物を請求者に交付し、請求者にその受領を証させなければならない。

(注)

寄託物の払渡しの請求に対しては、書記官は、これを認可するか、却下するかを判断しなければならない。本条は、寄託物の払渡しの請求に対し、書記官は、その請求がその要件を具備しており、これを認可すべきものと認めるときは、認可の処分をすべきことを規定するとともに、寄託物払渡請求書にその旨を記載して署名し、寄託物を請求者に交付し、請求者の寄託物を受領したことを証させなければならないことを規定するものである。寄託物の全部が払い渡たされると、寄託関係は、消滅する。

第18条(寄託物を払い渡した場合の寄託書(裁判所用)の記載)

書記官は、寄託物を払い渡したときは、寄託書(裁判所用)に払渡年月日、還付又は取り戻しの旨、払渡高及び残高を記載しなければならない。ただし、寄託物の全部を払い渡したときは、還付又は取り戻しの旨、払渡高及び残高の記載に代えてその全部につき還付又は取戻しがされた旨を記載することができる。

(注)

供託事務取扱準則第62条第1項参照

第19条(払渡請求の却下)

書記官は、払渡しの請求に理由がないと認めるときは、却下書を作成し、これを請求者に交付しなければならない。

(注)

本条は、書記官は、払渡請求がその要件を具備せず、寄託物の払渡請求を理由がないと認めるときは、却下書を作成し、これを請求者に交付しなければならないと定める。却下書の交付により、払渡請求の却下の処分の告知がされ、その効力が発生する。

第4章 雑則

第20条（寄託に関する書類の閲覧）

- 1 寄託について利害関係を有する者は、寄託に関する書類の閲覧を請求することができる。
- 2 閲覧を請求しようとする者は、添付第15号の書式による申請書を提出しなければならない。

（注）

本条は、寄託に関する書類の閲覧に関する規定であり、寄託について利害の関係を有する者は、寄託に関する書類の閲覧を請求することができるものとしている。

その請求書については、定型化することが便宜であることから、本条第2項は、閲覧を請求しようとする者は、添付第15号の書式による申請書を提出しなければならないものとしている。

第21条（寄託に関する事項の証明）

- 1 寄託について利害の関係がある者は、寄託に関する事項について証明を請求することができる。
- 2 証明を請求しようとする者は、添付第16号の書式による申請書を提出しなければならない。

（注）

本条は、寄託に関する事項の証明に関する規定であり、第1項は、寄託について利害関係を有する者は、寄託に関する事項につき証明を請求することができるものとしている。

その請求書については、定型化することが便宜であることから、本条第2項は、証明を請求しようとする者は、添付第16号の書式による申請書を提出しなければならないものとしている。

第5章 最終条項

第22条（施行期日）

この省令は、司法大臣が署名した1か月後から施行する。

（注）

本条は、この省令の施行（適用）期日を定めるものである。

なお、この省令の施行（適用）期日の前には、裁判所への寄託の制度は存在しないから、この省令の適用後に旧制度に関する法規を適用したり、この省令の適用の前後におけるこの省令又はその関係法規の適用関係について特別の規定を設ける必要はない。したがって、この省令は、経過措置に関する規定を設けていない。

プノンペン，2009年12月9日
司法大臣

アン＝ヴォンワッタナ

(写)

適用のため

州・市裁判所

情報として

最高裁判所及び最高裁判所付最高検事局

控訴裁判所及び控訴裁判所付口頭検事局

州・市裁判所付検事局

軍事裁判所及び軍事裁判所付検事局

司法省裁判所監査局

司法省民事局

弁護士会

文書管理センター（司法省）

第1章 総則	1
第1条 (趣旨)	1
第2条 (寄託の事務取扱者)	2
第3条 (寄託に関する書記官の処分)	2
第4条 (訴訟上の担保のための寄託の管轄)	4
第5条 (添付書類の原本還付)	6
第2章 寄託の目的物を寄託する手続	7
第6条 (寄託の申請)	7
第7条 (寄託書の添付書面)	8
第8条 (記名式有価証券の寄託)	9
第9条 (担保の変換のための寄託)	9
第10条 (寄託申請受理手続)	11
第11条 (寄託金受入れの特則)	11
第12条 (寄託の申請の却下)	13
第3章 寄託物の払渡しの手続	14
第13条 (寄託物の還付)	14
第14条 (寄託物の取戻し)	14
第15条 (寄託物の払渡請求)	15
第16条 (払渡請求の添付書面等)	16
第17条 (払渡しの認可)	18
第18条 (寄託物を払い渡した場合の寄託書(裁判所用)の記載)	18
第19条 (払渡請求の却下)	18
第4章 雑則	19
第20条 (寄託に関する書類の閲覧)	19
第21条 (寄託に関する事項の証明)	19
第5章 最終条項	19
第22条 (施行(適用)期日)	19

別表

第1号書式	寄託書(寄託者用)	(裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託)
第2号書式	寄託書(裁判所用)	(裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託)
第3号書式	寄託書(寄託者用)	(裁判上の保証についての有価証券寄託)
第4号書式	寄託書(裁判所用)	(裁判上の保証についての有価証券寄託)
第5号書式	寄託書(寄託者用)	(その他の金銭寄託)
第6号書式	寄託書(裁判所用)	(その他の金銭寄託)

第7号書式	寄託書（当事者用）（裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託） 【振込納付】
第8号書式	寄託書（裁判所用）（裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託） 【振込納付】
第9号書式	寄託書（当事者用）（その他の金銭寄託）【振込納付】
第10号書式	寄託書（当事者用）（その他の金銭寄託）【振込納付】
第11号書式	受理決定通知書
第12号書式	振込依頼書
第13号書式	寄託金払渡請求書
第14号書式	寄託有価証券払渡し請求書（裁判上の保証についての有価証券寄託）
第15号書式	閲覧申請書
第16号書式	証明申請書

書式

第1号書式（第6条第1項関係）

寄託書（寄託者用）

（裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託）

寄託者は、太線の枠内に記入する。

申請年月日		年	月	日	寄託番号		年第	号	
寄託を申請する裁判所の表示					寄託に係る裁判上の手続に係る裁判所の名称及び事件番号等				
裁判所					裁判所： 事件番号：				
寄託者の氏名又は名称： 法人の代表者氏名： 性別： 生年月日： 住所又は主たる事務所の所在地：					当事者：				
署名又は指印 ¹ ： (代理人の氏名：) (住所：) (署名又は指印：)					寄託の原因たる事実				
被寄託者の氏名： 法人の代表者氏名： 住所又は主たる事務所の所在地：					<input type="checkbox"/> 1 訴訟費用の担保 <input type="checkbox"/> 2 仮執行の担保 <input type="checkbox"/> 3 仮執行を免れるための担保 <input type="checkbox"/> 4 強制執行の停止の担保 <input type="checkbox"/> 5 強制執行取消しの担保 <input type="checkbox"/> 6 仮差押えの担保 <input type="checkbox"/> 7 仮処分の担保 <input type="checkbox"/> 8 仮差押え取消しの担保 <input type="checkbox"/> 9 仮処分取消しの担保 <input type="checkbox"/> 10 仮差押解放金 <input type="checkbox"/> 11 ()				
根拠法条 民事訴訟法					(該当する項目番号の前の□に✓印を記入する。)				
					備考				
寄託金額 (単位リエル) (金額は訂正しないこと)									
金額を文字で記入									

上記寄託を受理する。
 上記寄託金を受領した
 年 月 日
 裁判所
 書記官

(注)

1 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

寄 託 書 (寄 託 者 用) (そ の 他 の 金 銭 寄 託)

寄 託 者 は , 太 線 の 枠 内 に 記 入 す る 。

申請年月日		年	月	日	寄託番号		年	第	号
寄託を申請する裁判所の表示					寄託の原因たる事実				
裁判所									
寄託者の氏名又は名称 : 法人の代表者氏名 : 性別 : 生年月日 : 住所又は主たる事務所の所在地 : 署名又は指印 ¹ : (代理人の氏名 :) (住所 :) (署名又は指印 :)									
被寄託者の氏名 : 法人の代表者氏名 : 住所又は主たる事務所の所在地 :									
根拠法条 民事訴訟法									
					備考				
寄託金額 (単位リエル)									
(金額は訂正しないこと)									
金額を文字で記入									

上記寄託を受理する。
 上記寄託金を受領した。
 年 月 日
 裁判所
 書記官

(注)

1 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

寄託書（当事者用）

（裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託）【振込納付】

寄託者は、太線の枠内に記入する。

申請年月日				年		月		日		寄託番号		年第		号	
寄託者の氏名又は名称： 法人の代表者氏名： 性別： 生年月日： 住所又は主たる事務所の所在地： 署名又は指印 ¹ ： （代理人の氏名：） （住所：） （署名又は指印：）										寄託に係る裁判上の手続に係る裁判所の名称及び事件番号等 裁判所： 事件番号： 当事者：					
被寄託者の氏名： 法人の代表者氏名： 住所又は主たる事務所の所在地：										寄託の原因たる事実 <input type="checkbox"/> 1 訴訟費用の担保 <input type="checkbox"/> 2 仮執行の担保 <input type="checkbox"/> 3 仮執行を免れるための担保 <input type="checkbox"/> 4 強制執行の停止の担保 <input type="checkbox"/> 5 強制執行取消しの担保 <input type="checkbox"/> 6 仮差押えの担保 <input type="checkbox"/> 7 仮処分 ¹ の担保 <input type="checkbox"/> 8 仮差押え取消しの担保 <input type="checkbox"/> 9 仮処分取消しの担保 <input type="checkbox"/> 10 仮差押解放金 <input type="checkbox"/> 11 ()					
根拠法条 民事訴訟法										（該当する項目の前のの口に✓印を記入する。）					
寄託金額（単位リエル） （金額は訂正しないこと）										備考					

上記寄託を受理する。
 寄託金を 年 月 日までに当裁判所〔書記官〕の寄託金口座に払い込まれたい。
 上記期日までに払い込まないときは、上記受理決定は、効力を失う。
 年 月 日
 裁判所 書記官

寄託金の受領を証する。
 年 月 日 裁判所 書記官

（注）
 1 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

1 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

寄託書（当事者用）（その他の金銭寄託）

【振込納付】

寄託者は、太線の枠内に記入する。

申請年月日				年	月	日	寄託番号				年	第	号
寄託者の氏名又は名称： 法人の代表者氏名： 性別： 生年月日： 住所又は主たる事務所の所在地： 署名又は指印 ¹ ： （代理人の氏名：） （住所：） （署名又は指印：）							寄託の原因たる事実						
被寄託者の氏名： 法人の代表者氏名： 住所又は主たる事務所の所在地：													
根拠法条 民事訴訟法							備考						
寄託金額				（単位リエル）									
				（金額は訂正しないこと）									

上記寄託を受理する。
 寄託金を 年 月 日までに当裁判所〔書記官〕の寄託金口座に払い込まれたい。
 上記期日までに払い込まないときは、上記受理決定は、効力を失う。
 年 月 日
 裁判所 書記官

寄託金の受領を証する。 年 月 日 裁判所 書記官

（注）
 1 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

受 理 決 定 通 知 書

あなたから 年 月 日 付けで申請のあった寄託は、当裁判所
年 号として受理しました。

ついては、寄託金は、年 月 日までに、別添振込依頼書によ
り、指定預金口座に入金してください。同日までに入金がなされなかつた
ときは、この寄託の受理決定は、効力を失います。

なお、寄託書（当事者用）は、入金後、あなたに交付〔又は送付〕され
ますので、大切に保管してください。

年 月 日

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

振 込 依 頼 書

依 頼 日	年 月 日	振 込 金 額	リ エ ル
振 込 先 金 融 機 関			手 数 料	リ エ ル
受 取 人	預 金 種 目	当 座	口 座 番 号	
	口 座 名			
寄 託 番 号	年 号			
依 頼 人	住 所			
	氏 名 又 は 名 称			
取 扱 金 融 機 関 の 収 納 印 又 は 振 替 印				

振込金兼手数料受領書

依頼日	年 月 日	振込金額	リエル
振込先金融機関		手数料		リエル
受取人	預金種目	当座	口座番号	
	口座名			
寄託番号	年 号			
依頼人	住所			
	氏名又は名称			
取扱金融機関の受領印				

閱 覧 申 請 書

閲覧の目的

（利害関係）

閲覧しようとする関係書類及びその部分

上記のとおり閲覧を申請する。

年 月 日

申請人（* 寄託者 被寄託者 その他）

住所

氏名

裁判所御中

* 該当するものの前の に 印を記入する。

証 明 申 請 書

証明申請の目的

（利害関係）

証明を申請する事項

上記のとおり証明を申請する。

年 月 日

申請人（* 寄託者 被寄託者 その他）

住所

氏名

裁判所御中

* 該当するものの前の に 印を記入する。